

いくつかの「不都合な真実」

(①原発再稼働を進めている人達、②「企業統治」強化を叫ぶ人達③「預金から投資」へと金融商品を売っている人達、にとって)

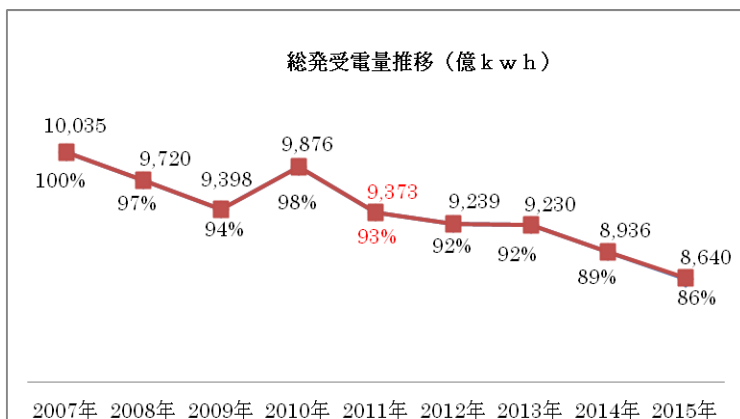
1. いくつかの不都合な真実—原発再稼働を進めている人達にとって

1-1 原発の再稼働に「反対」55%、「賛成」の26% (毎日新聞 2017年3月実施の全国世論調査)
 1-2 電力供給の状況

	2008年		2015年	
	日本	ドイツ	日本	ドイツ
総受発電量 (KWh)	9,720 億	6,312 億	8,640 億	6,469 億
原発数	54 基	17 基	54 基 (再稼働 2 基)	
1人当たり 電力消費量	8,072 kwh	7,148 kwh	7,829 kwh (2014)	7,035 kwh (2014)
発電エネルギー源	カナダ 17,503 米国 13,647 石炭 27% 石油 13% 天然ガス 26% 原子力 24% 水力 7% その他 3%	仏 7,703 韓国 8,853 石炭 46% 石油 2% 天然ガス 14% 原子力 24% 水力 3% その他 12%	カナダ 15,544 米国 12,962 石炭 31% 石油 9% 天然ガス 44% 原子力 1% 水力 10% 新エネ 5%	仏 6,955 韓国 10,564 石炭 46% 石油 1% 天然ガス 10% 原子力 15% 水力 3% 新エ ネ等 24% (2014)

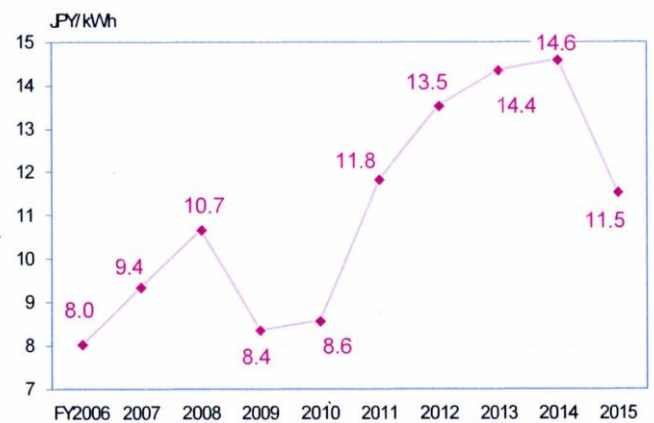
(電力事業連合会の資料による)

1-3 総受発電の推移



(電気事業連合会資料による)

1-4 発電コストの推移



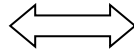
一般電気事業者及び卸電気事業者「有価証券報告書」より推計

(日本エネルギー経済研究所資料による)

1-5 原発再稼働をめぐる判決の例

大飯原発運転差止請求事件福井地方裁判所判決要旨抜粋 (2014年5月21日) 再稼働差止

- 原発の稼働は法的には経済活動であって憲法上は人格権の中核部分よりも劣位に置かれるべきもの。「人の生存関わる権利と電気代の高い低いの問題等とを並べて論じることは法的に許されない」)
- 自然災害や戦争以外で、この根源的な権利が極めて広汎に奪われるという事態を招く可能性があるのは原発事故のほかは想定し難い。
- このような危険を抽象的にでもはらむ経済活動は、少なくとも具体的危険性が万が一でもあれば、その差止めが認められるのは当然である。
- 新規規制基準への適合性や原子力規制委員会による新規規制基準への適合性の審査の適否という観点からではなく、(1)の理(人格権)に基づく判断がされるべき。



川内原発稼働等差止仮処分即時抗告審福岡高裁宮崎支部決定要旨抜粋 (2016年4月8日) 請求棄却

- どのような事象が生じても原発から放射性物質が環境に放出されない安全性を確保することは、現在の科学技術水準をもってしては不可能。予測を超える事象が発生する可能性(リスク)は残る。
- どの程度の危険性であれば容認するかはすなわち社会通念を基準として判断するほかはない。
- このような改正後の規制法の規制の在り方には、我が国の自然災害に対する原子炉施設等の安全性についての社会通念が反映している。
- 新規性基準は重大事故対策等の新規規制基準の定めを全体としてとらえた場合には、原発の安全性を確保するための極めて高度の合理性を有する体系となっているといえることができる。

2. いくつかの不都合な真実－「企業統治」強化を叫ぶ人達にとって

2-1 付加価値の分配の変化(2001年と2014年の比較) (兆円) 2-2 日本企業のCEOの報酬額

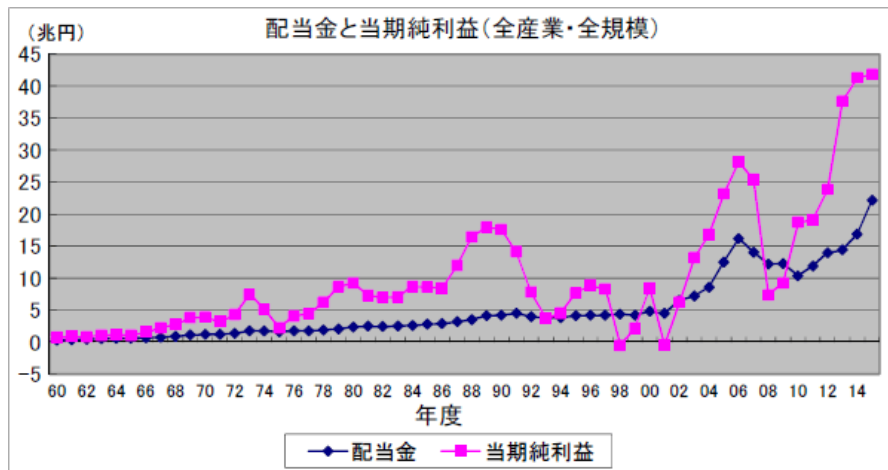
)	2001	2014	増加額	伸び率
総付加価値	256.9	284.8	27.9	11%
人件費	192.9	195.9	3.0	2%
支払利息	11.7	6.7	-4.9	-42%
動産・不動産賃貸料	24.7	26.1	1.4	6%
租税公課	9.8	9.4	-0.3	-4%
営業純益	17.9	46.6	28.7	160%
うち配当金	4.5	16.9	12.4	276%

日本企業のCEOの報酬額 (日経朝刊 2017年7月13日)

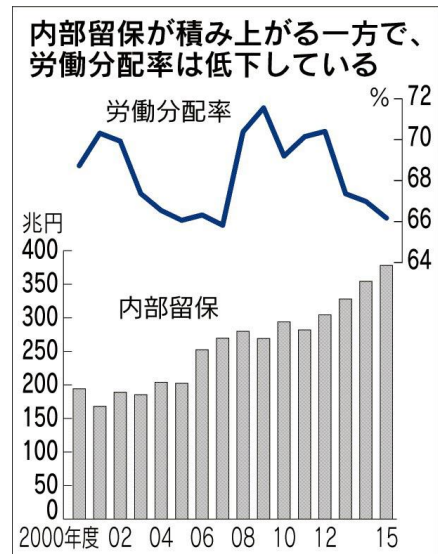
- 2016年度報酬額は15年度比11.6%増で過去最高
- 売上高1兆円以上の主要企業の中央値比較でCEOの報酬総額は1.4億円15年度は1.27億円
- 報酬3億円超の企業は5社から9社に増加
- 米国(13.1億円)ドイツ(6億円)と日本に比べて高いが、伸び率はいずれも一桁台に止まり、日本が急伸している。

(りそな銀行『エコノミスト・ストラテジスト・レポート～鳥瞰の眼・虫瞰の眼～ 日本企業はなぜ人件費を抑制して配当金を急増させたのか?』
2016年3月25日:財務省法人企業統計)

2-3 企業の利益と配当金及び労働分配率の推移

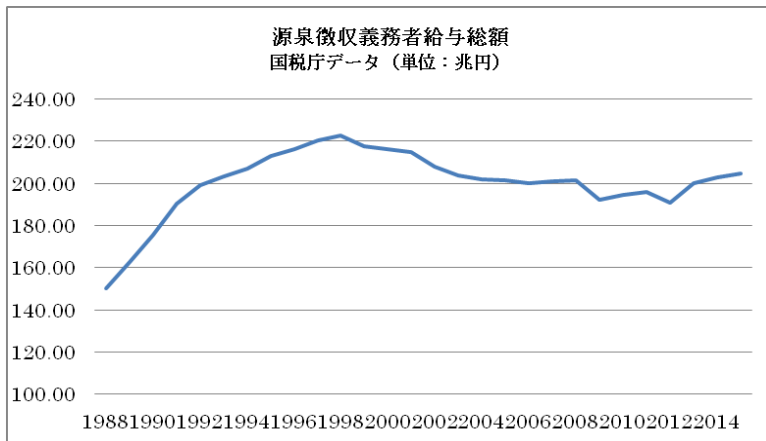


(注) 財務省総合政策研究所 (金融業、保険業を除く)

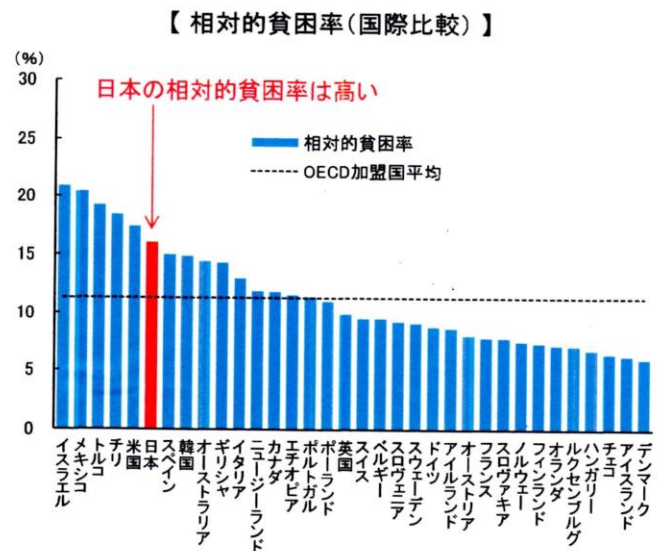


日本経済新聞オンライン 2016年9月3日

2-4 給与の動向

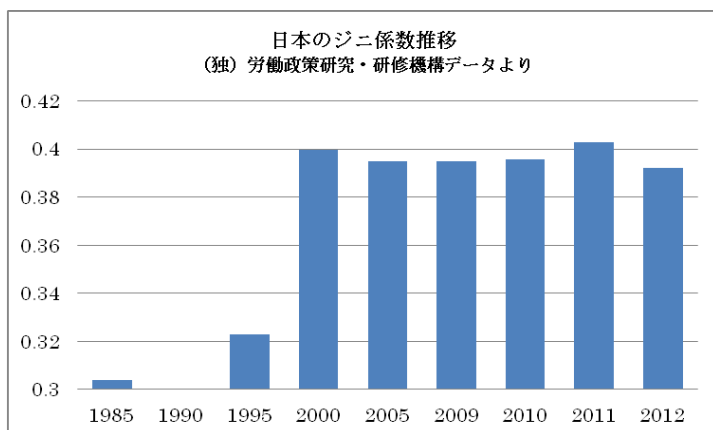


2-5 日本の相対的貧困率



みずほ総合研究所『日本の格差に関する現状』(2015年8月)

2-6 日本のジニ係数の推移



3. いくつかの不都合な真実 - 「預金から投資」へと金融商品を売っている人達にとって

3-1 金融庁が「フィデューシアリー・デューティ」(Fiduciary Duty) を金融商品の運用・販売をする金融機

関者の検査基準に加える方向へ。（「顧客本位の業務運営に関する7原則」公表 - 金融庁による金融機関検査基準として）

“Fiduciary Duty” とは？（岩井克人『会社はこれからどうなるのか』（2003年 平凡社より—P81—83）

- 「Fiduciary とは信任受託者のことで、それは、別の人のための仕事を信頼によって任されていることと定義されます。
- 医者患者の生命をまさに信頼によって任されています。すなわち、患者の信任を受けた信任受託者です。同じことは弁護士、技師、教師、会計士、ファンド・マネジャーといった高度の専門知識を持つ専門家が他人のためにおこなう仕事にかんしてもいえます。
- 信任関係の維持には自己利益の追求を前提とした契約関係とはまったく異質の原理を導入せざるをえません。それはほかでもない「倫理」です。」

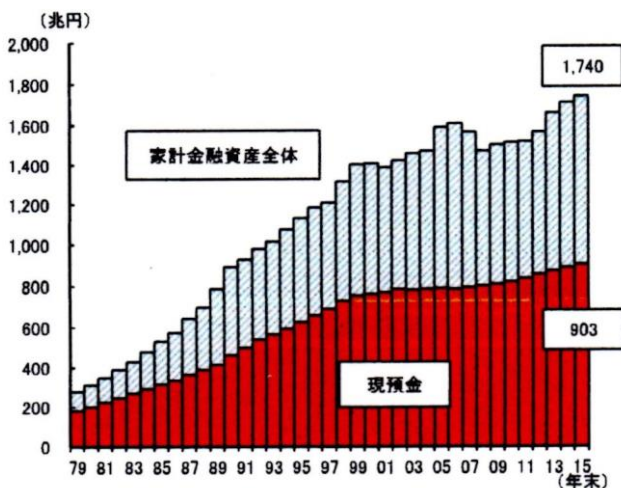
3-1-2 森金融庁長官による日本の金融商品に対する批判

森金融庁長官基調講演（日本証券アナリスト協会第8回国際セミナー 2017年4月7日）から

- 日本の資産運用の世界においては顧客である消費者の真の利益をかえりみない、生産者の論理が横行している。
- 積立NISAの対象となりうるような長期投資に適する投信は、約50本と、公募株式投信5406本の1%以下。
- 同じ基準を米国に当てはめてみると、米国で残高の大きい株式投信については、上位10本のうち8本がこの積立NISAの基準を満たしている。一方、我が国の残高上位30本の株式投信の中では一本あるだけ。
- 投信の運用資産額の82%が販売会社系列の投信運用会社により組成・運用されている。系列の投信運用会社は、販売会社のために、売れやすくかつ手数料を稼ぎやすい商品を作っている。（「利益相反」）
- これまでの売れ筋商品の例をみても、テーマ型で複雑な投信が多く、長期保有に適さないものがほとんど。
こうした投信は自ずと売買の回転率が高くなり、そのたびに販売手数料が金融機関に入る仕組みになっている。
- 本年2月の我国における純資産上位10本の投信をみると、これらの販売手数料の平均は3.1%、信託報酬の平均は1.5%となっている。世界的な低金利の中、こうした高いコストを上回るリターンをあげることは容易ではない。日本の家計金融資産全体の運用による増加分が、過去20年間でプラス19%と、米国のプラス132%と比べてはるかに小さいこととこれは無関係ではない。

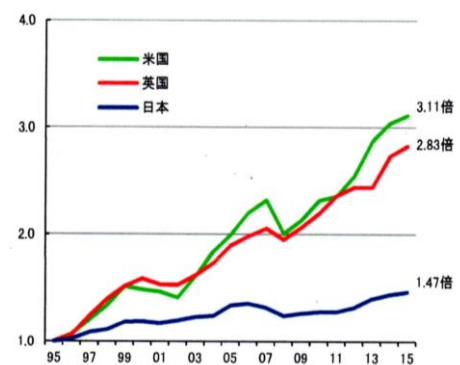
3-3 家計金融資産の動向（金融庁「金融レポート」（2016年9月）より抜粋した図表）

図表Ⅱ-2-(1)-1 我が国の家計金融資産の推移



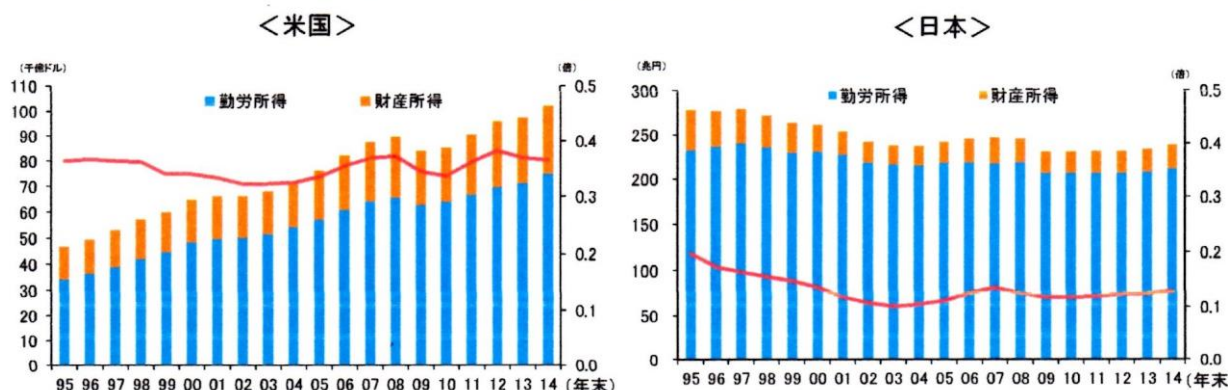
(資料)日本銀行資料より、金融庁作成。

図表Ⅱ-2-(1)-6 各国の家計金融資産の推移



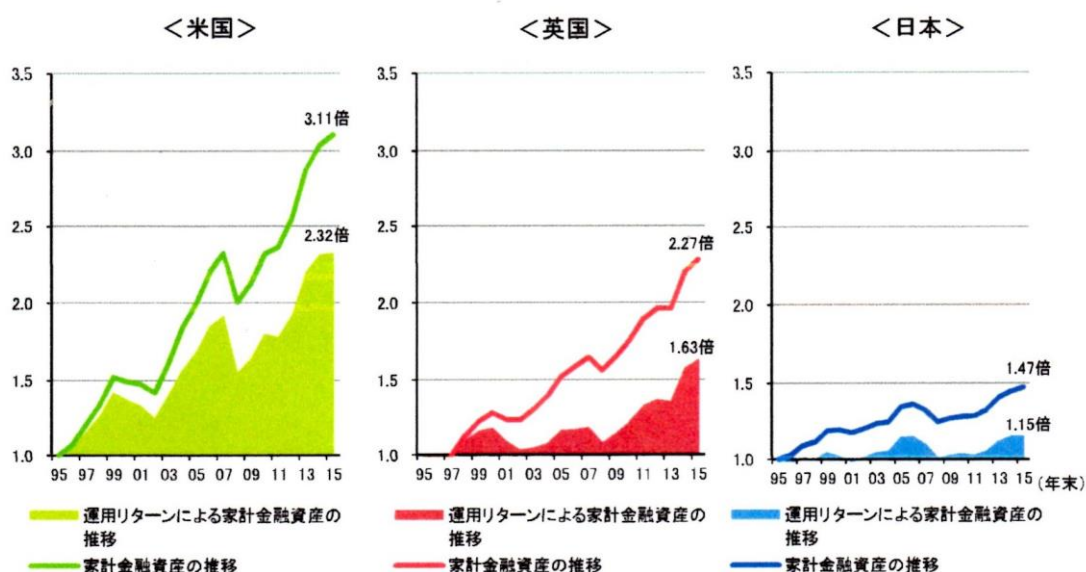
(注)95年=1として指数化。
(資料)FRB、BOE、日本銀行資料より、金融庁作成。

図表Ⅱ-2-(1)-8 日米の家計所得の推移



(注) 勤労所得は被雇用者が実際に受け取る賃金・俸給(個人事業主が受け取る報酬は含まない)。
 財産所得は金融資産による所得(利子・配当・保険)＋不動産賃貸料(金融資産や不動産の譲渡益・含み益は含まない)。
 赤線は、財産所得の勤労所得に対する比率(右軸)。
 (資料)米 Bureau of Economic Analysis、内閣府資料より、金融庁作成。

図表Ⅱ-2-(1)-7 運用リターンによる各国の家計金融資産の推移



(注) 95年=1として指数化。なお、英国のみ97年=1。
 運用リターンは、家計金融資産の増加分からフロー要因による増加分を差し引いたもの。
 (資料)FRB、BOE、日本銀行資料より、金融庁作成。

3-3 森金融庁長官による日本の金融機関の経営姿勢に対する批判

森金融庁長官基調講演(日本証券アナリスト協会第8回国際セミナー 2017年4月7日)から

- 「以上のような話をすると、お客様が正しいことを知れば、現在作っている商品が売れなくなり、ビジネスモデルが成り立たなくなると心配される金融機関の方がおられるかもしれません。しかし、皆さん、考えてみてください。正しい金融知識を持った顧客には売りづらい商品を作って一般顧客に売るビジネス、手数料獲得が優先され顧客の利益が軽視される結果、顧客の資産を増やすことが出来ないビジネスは、そもそも社会的に続ける価値があるものですか？」
- 「こうした商品を組成し、販売している金融機関の経営者は、社員に本当に仕事のやりがいを与えることが出来ているのでしょうか？」
- 「金融庁としても、こうした決して最適とは言えない均衡からの脱却をこれまで実現できなかったことを、大いに反省しなければなりません。」
- 「運用会社の社長が運用知識・経験に関係なく親会社の販売会社から歴代送り込まれたり、ポートフォリオ・マネージャーは運用者である前に○○金融グループの社員であるという意識が強く、運用成績を上げるより定年までいかに間違いをせず無事に勤めあげるかが優先されてはいないのでしょうか。こうした現状を変えるべく、金融庁は、金融審議会における半年にわたる議論を踏まえ、「顧客本位の業務運営に関する原則」を確定し、公表しました。」

4. この人達はこんなことが長続きする (Sustainable) と思っているのか。

以上の三つは一見関係が無いかにみえるが、Sustainability という点で共通する問題があり相互に関連する問題だろうと思う。

4-1 原発などの原子力災害のリスク（原発に対するテロやミサイル攻撃の可能性という新しい脅威を含め）及び射能物質及び廃棄物の保管管理の問題がある。

4-2 今言われている「企業統治」はいろいろと株主主権主義色を希釈する表現が入っているが、もともと「企業統治」なる言葉自体が株主から企業を「統治」するところからの発想であることから、トーマス・ピケティの指摘する「 $r > G$ 」をさらに大きくする方向になりかねず所得格差拡大の問題につながる。

4-3 勤労者所得が伸びないなかで、少ない資産（半分は現金・預金）を増やそうとしても預金金利は無いに等しく、政府が旗をふる「貯蓄から投資」をしようとしても金融庁が指摘するように、日本の現在の金融商品は組成・運用・販売する銀行、保険会社、証券会社の利益が優先されていると金融庁がいう。

4-4 国連の持続可能な発目標 (SDGs)

Sustainable Development 17Goals 持続可能な開発目標 (SDGs) UNDP—国連開発計画

「SDGs は、パートナーシップと実用主義の精神に基づき、いま正しい選択をすることで、将来の世代の暮らしを持続可能な形で改善することを目指します。」 (UNDP 駐日代表事務所 HP)

目標 1: 貧困をなくそう

目標 2: 飢餓をゼロに

目標 3: すべての人に健康と福祉を

目標 4: 質の高い教育をみんなに

目標 5: ジェンダー平等を実現しよう

目標 6: 安全な水とトイレをみんなに

目標 7: エネルギーをみんなに そしてクリーンに

目標 8: 働きがいも経済成長も

目標 9: 産業と技術革新の基盤をつくろう

目標 10: 人や国の不平等をなくそう

目標 11: 住み続けられるまちづくりを

目標 12: つくる責任つかう責任

目標 13: 気候変動に具体的な対策を

目標 14: 海の豊かさを守ろう

目標 15: 陸の豊かさも守ろう

目標 16: 平和と公正をすべての人に

目標 17: パートナーシップで目標を達成しよう

以上